

添付法令資料 3 :

建設サービス事業者のための事業許可の便宜を支援する枠組における
建設サービス基準の認定履行の実施手続に関する2022年7月22日付
インドネシア共和国公共事業及び国民住宅大臣規則No. 8 (目次)
同年 8 月 1 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	建設サービス事業体の認証
第 1 節	通則 (第 3 条)
第 2 節	申請 (第 4 条及び第 5 条)
第 3 節	費用の支払い (第 6 条)
第 4 節	検証及び妥当性確認 (第 7 条ないし第 15 条)
第 5 節	建設 SBU 申請の承認/拒絶 (第 16 条ないし第 20 条)
第 3 章	建設工事の適格性認証
第 1 節	通則 (第 21 条)
第 2 節	申請 (第 22 条ないし第 25 条)
第 3 節	検証及び妥当性確認 (第 26 条ないし第 29 条)
第 4 節	工事の適格性認証費用 (第 30 条)
第 5 節	適格性試験の実施 (第 31 条及び第 32 条)
第 6 節	建設工事の適格性認定書の発行 (第 33 条ないし第 35 条)
第 4 章	建設サービス事業体認証機関のライセンス
第 1 節	通則 (第 36 条)
第 2 節	登録 (第 37 条及び第 38 条)
第 3 節	妥当性確認 (第 39 条)
第 4 節	LSBU ライセンスの発行 (第 40 条ないし第 44 条)
第 5 章	建設専門認証機関のライセンス
第 1 節	通則 (第 45 条)
第 2 節	LSP ライセンス申請 (第 46 条)
第 3 節	LSP ライセンスの推奨 (第 47 条)
第 4 節	LSP ライセンス申請の評価 (第 48 条)
第 5 節	LSP ライセンスの記録 (第 49 条ないし第 55 条)
第 6 章	経過規定 (第 56 条ないし第 59 条)